

明 石 市 長 丸 谷 聡 子
(公印省略 政策局プロジェクト推進室)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市政策局プロジェクト推進室の業務について、公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

(1) 業務名

（仮称）旧市立図書館跡地地域交流センター建設設計業務委託

(2) 業務場所

明石市内

(3) 業務内容

（仮称）旧市立図書館跡地地域交流センター建設設計及び関連工事の設計
詳細は、（仮称）明石公園地域交流センター建設設計業務委託特記仕様による。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで

旧市立図書館解体実施設計：契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 30 日まで

新 施 設 基 本 設 計：契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで

新 施 設 実 施 設 計：基本設計完了の日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(5) 提案上限額

86,000,000 円（税抜）

2 選定方針

(1) 審査主体

担当部局において、1 次審査（書類審査）を実施し、（仮称）旧市立図書館跡地地域交流センター建設設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において 2 次審査（技術提案審査）を実施し、優先交渉権者を選定する。

(2) 1 次審査（書類審査）

担当部局において、参加要件を満たしているか確認し、業務委託経費、業務実績、配置予定技術者及び公共性（施策反映）について審査を行う。10 者以上応募があった場合は、得点上位 10 者を 1 次審査通過者とする。

(3) 2 次審査（技術提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング））

選定委員会において、業務実施方針、評価テーマに対する技術提案について審査を行う。

(4) 担当部局

明石市政策局プロジェクト推進室

住所：〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号（明石市役所分庁舎5階）

電話：078-918-5283 メール：toshikaihatsu@city.akashi.lg.jp

(5) その他

選定委員会の委員構成は、審査の公正性を確保するため、本プロポーザル手続が完了するまで公表しない。

3 実施スケジュール（予定）

内容	日時
公募型プロポーザル実施の公表	令和7年6月10日(火)
質問受付	令和7年6月10日(火)～6月17日(火) 午後1時
質問回答	令和7年6月20日(金)午後1時
1次審査書類の受付	令和7年6月20日(金)～6月27日(金) 午後5時40分
1次審査結果通知	令和7年7月3日(木)
2次審査書類の受付	令和7年7月3日(木)～7月14日(月)
2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年7月中旬
2次審査結果通知	令和7年7月下旬

4 参加要件

本業務のプロポーザル方式に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす単体企業とする。

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（コンサルタント）に建築設計「建築一般」で登録されている「市内業者」「準市内業者」「県内本支店業者」「大阪本支店業者」のいずれかであること。
- (2) 2015年（平成27年）4月1日から2025年（令和7年）5月31日までの間に国内において、国又は地方公共団体の発注により、文化・交流・公益施設（令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型十二）の用途部分の床面積が800㎡以上の建築物又はこれらの用途を複数含む建築物のうち、文化・交流・公益施設部分の床面積の合計が800㎡以上の建築物の新築、又は改築、若しくは増築（改築又は増築の場合は、当該改築又は増築部分が、上記の用途及び床面積の基準を満足すること。）に関する基本設計業務及び実施設計業務を元請として完了した実績を有するものであること（基本設計業務と実施設計業務は同一自治体によるものであるかは問わない。）。

- (3) 配置予定技術者は、以下のアからカまでのすべての条件を満たすこと。
- ア 管理技術者は、一級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）であること。
 - イ 意匠担当主任技術者は、一級建築士であること。
 - ウ 構造担当主任技術者は、一級建築士であること。
 - エ 電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、設備設計一級建築士（建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士をいう。）又は建築設備士（建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士をいう。）であること。
 - オ 管理技術者、意匠担当主任技術者及び構造担当主任技術者は各 1 名以上とする。電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、兼任可とする。
 - カ 管理技術者及び各担当主任技術者は、参加申請書等の受付日以前に参加者の組織と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有していること。
- (4) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。
- なお、本業務のプロポーザル方式の公告日（以下「公告日」という。）から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (10) 公告日において納期限が到来している国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (11) 提案仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で本業務のプロポーザル方式に参加できること。

5 提案仕様書等のダウンロード

(1) ダウンロード開始日

令和 7 年 6 月 10 日

(2) ダウンロード方法

明石市ホームページより提案仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、担当部局にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡の上、CD-R 等の記録媒体（USB

メモリは不可)を持参してください。

6 資料の閲覧

(1) 閲覧資料

次の図面を担当部局の窓口で原本又は窓口に設置しているパソコン画面で閲覧することができます。

①旧市立図書館の平面図、立面図及び断面図のC A Dデータ (J W W形式)

②旧市立図書館計画通知書

③旧市立図書館現地写真

④県立図書館計画通知書

⑤県立図書館建築工事構造図

⑥県立図書館耐震補強その他建築工事(意匠、構造)

※①～③は、明石市ホームページに公開している資料と同じです。

※旧市立図書館の図面について①②以外本市で保有している資料はありません。

(2) 閲覧期間

令和7年6月10日(火)から7月14日(月)までの午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び休日を除く。

(3) 閲覧場所

明石市政策局プロジェクト推進室(明石市役所分庁舎5階)

(4) 閲覧の申請方法

閲覧を希望する3営業日前までにメールにより担当部局へ資料閲覧申請書(別紙)を送信してください。メール送信後、必ず担当部局へ電話連絡によりメールの着信確認をしてください。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

参加要件がある者で、提案仕様書、公告文等の内容について質問がある場合は、令和7年6月10日(火)から6月17日(火)午後1時までにメールにより担当部局へ質問書(様式1)を送信してください。メール送信後、必ず担当部局へ電話連絡によりメールの着信確認をしてください。

(2) 質問に対する回答

令和7年6月20日(金)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

8 1次審査書類(書類審査書類)の提出

(1) 提出書類

参加を希望する者は、応募案内、提出書類の作成要領、提出書類一覧表等を確認の上、以下の書類を提出してください。該当なしの書類は、提出不要です。

①公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書(様式4)(1部)

②一級建築士事務所の登録証明書(写)(1部)

③担当者(業務責任者)の雇用関係を証する書類等(写)(1部)

- ④業務実績調書（様式５）（１部）
- ⑤業務実績を証する契約書等（写）（１部）
- ⑥配置予定技術者調書（様式６－①～⑤）（１部）
- ⑦配置予定技術者の資格、雇用関係を証する書類等（写）（１部）
- ⑧配置予定技術者の業務実績（審査基準において加点対象となるもの）を証する契約書等（写）（１部）
- ⑨公告日以降の日付の国税の滞納がないことを証する納税証明書（写し（PDF形式を含む）も可）
- ⑩業務参考見積書（様式７）（１部）
- ⑪業務参考内訳書（表紙）（様式８）（１部）
- ⑫業務参考内訳書（１部）
- ⑬公共性（施策反映）評価書（表紙）（様式９）（１部）
- ⑭障害者雇用状況報告書（１部）
- ⑮障害者の雇用状況申立書兼誓約書（様式１０）（１部）
- ⑯子育て支援取組調書（様式１１）（１部）
- ⑰男女共同参画社会づくりへの取組調書（様式１２）（１部）
- ⑱若年雇用者育成取組調書（様式１３）（１部）
- ⑲更生支援取組調書（様式１４）（１部）
- ⑳保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書類（写）
- ㉑厚生労働省から交付された安全衛生優良企業の認定を受けていることを証する書類（写）
- ㉒①～㉑一式のデータを格納したCD-R等の記録媒体（１部）

(2) 提出方法

- ア 持参又は郵送により提出してください。
- イ 持参の場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、担当部局まで持参してください。提出後、受領したことを証する書類として、公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（様式４）の写しに受付印を押印し、交付します。
- ウ 郵送の場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて担当部局へ郵送してください。郵送手続を行った当日中に書留・特定記録郵便物等受領証（写）を公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式２）に貼付し、メールにより担当部局へ送信してください。
- エ 郵送の場合に使用する封筒は、宛名シール（様式３）を貼付した角２封筒等のA４サイズが折らずに入るものを使用してください。可能な限り１つの封筒に提出書類を入れてください。
- オ 令和７年６月２０日（金）午後１時に明石市ホームページに質問及び回答を掲載しますので、必ず質問及び回答を確認してから提出してください。
- カ 提出期限は、令和７年６月２７日（金）午後５時４０分（必着）です。

9 1次審査（書類審査）の実施

(1) 審査方法

担当部局において、参加要件を確認後、採点表（審査基準）に基づき、書類審査を行います。参加要件を満たさないと判断された場合は、この時点で失格となります。

なお、10 者以上応募があった場合は、得点上位 10 者を 1 次審査通過者とします（得点上位 10 者目と同点の者が複数いる場合は、同点の者も 1 次審査通過者とします）。

(2) 結果の通知

令和 7 年 7 月 3 日(木)にメールにより通知します。

10 2次審査書類（技術提案書等）の提出

(1) 提出書類

1 次審査を通過した者は、応募案内、提出書類の作成要領等を確認し、以下の書類を提出してください。

- ①技術提案書（表紙）（様式 15）（1 部）
- ②実施体制調書・設計工程表・計画概要書（様式 16）（10 部）
- ③評価テーマに対する技術提案書（様式 17）（10 部）
- ④①～③のデータを格納した CD-R 等の記録媒体（1 枚）

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出してください。

イ 持参の場合は、あらかじめ来庁日時を電話で連絡の上、担当部局まで持参してください。書類受領後、公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（様式 4）の写しに受付印を押印し、交付します。

ウ 郵送の場合は、必ず書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて担当部局へ郵送してください。郵送手続を行った当日中に書留・特定記録郵便物等受領証（写）を公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式 2）に貼付し、メールにより担当部局へ送信してください。

エ 郵送の場合に使用する封筒は、宛名シール（様式 3）を貼付した角 2 封筒等の A 4 サイズが折らずに入るものを使用してください。可能な限り 1 つの封筒に提出書類を入れてください。

オ 提出期限は、令和 7 年 7 月 14 日(月)午後 5 時 40 分（必着）です。

カ 1 次審査を通過した者で、提出期限までに 2 次審査書類を提出しなかった場合は、本業務のプロポーザル方式への参加を辞退したものとします。

11 2次審査（技術提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング））の実施

(1) 審査方法

選定委員会において、採点表（審査基準）に基づき、提案内容の実現可能性、プレゼンテーション・ヒアリングなどを踏まえ、技術提案審査を行います。

最終的に、1 次審査（書類審査）と 2 次審査（技術提案審査）の得点を合計し

た得点の最高得点者を優先交渉権者として選定します。最高得点者が複数ある場合は2次審査（技術提案審査）の得点が最も高い者を、2次審査（技術提案審査）の得点が最も高い者が複数ある場合は1次審査（書類審査）の業務委託費の得点が最も高い者を、1次審査（書類審査）の業務委託費の得点が最も高い者が複数ある場合は抽選で優先交渉権者として選定します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの日程及び場所

ア 日程・場所

令和7年7月中旬 明石市役所内会議室（予定）

イ 留意事項

指定した日時に参加できない場合は、参加申込を無効とします。

原則、公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に記載された管理技術者が行ってください。

日程及び場所は、1次審査結果通知時にお知らせします。当日の参集時間、会場に入室可能な人数、プレゼンテーション・ヒアリング時の注意事項などの詳細は、2次審査資料提出後、個別にお知らせします。

(3) 結果の通知

7月下旬にメール及び郵送により通知します。

なお、優先交渉権者及び次点者名を明石市ホームページにて公表します。

12 契約の締結

(1) 受託予定者

優先交渉権者を受託予定者とし、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行った後、見積書（指定様式）、業務費内訳書（表紙）（指定様式）、業務費内訳書（任意様式）等を提出してください。

(2) 見積書

業務参考見積書（様式7）に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜記載）。

契約締結に際しては、契約希望金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

(4) 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付してください。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合があります。

(5) 暴力団排除に関する誓約書の提出

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時までに自らが暴力団等（同要綱第2条第4号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない旨等を記載した誓約書を提出してください。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合は、契約を締結しません。この場合においても、プロポーザル方式に要したすべての費用について明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(6) その他

受託予定者が契約締結までに4プロポーザル方式参加要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合又は協議が整わなかった場合は、次点者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

13 支払条件

前金払 無

部分払 有（1回 基本設計完了時）

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等は、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

15 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 2通以上本業務のプロポーザル方式に関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 業務参考見積書の金額が明確であること及び金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

16 無効とする参加申込

- (1) プロポーザル方式に参加する者として必要な資格のない者の行った参加申込
- (2) 参加申請書等及び技術提案書等に虚偽の事項を記載したもの
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込
- (4) 提出書類を郵送で提出する場合、封筒等に宛名シール（様式3）を貼付していないもの
- (5) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (6) 申込に必要な提出書類がないもの
- (7) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名のないもの
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの
- (9) 業務参考見積書の金額と業務参考内訳書の金額が合致しないもの（業務参考内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めません。）
- (10) 業務参考見積書の金額を訂正したもの
- (11) 提案上限額を超える金額で業務参考見積書を提出したもの

17 プロポーザル方式の中止等

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。

なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

18 その他

- (1) 参加申込に係るすべての費用は、参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申込に係るすべての書類は、返却しません。
- (3) 技術提案書等の著作権は、参加者に帰属します。ただし、本業務のプロポーザル方式に関する記録及び議会、市民等への説明（本市ホームページ上での公表含む。）のために本市が技術提案書等を使用する場合は、著作権者の同意を得ずに無償で使用できるものとし、参加者は提案に当たり、その無償使用について了承するものとします。
- (4) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に規定する不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は事前に必ず応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (7) 適正な技術者等の配置が条件となっているにもかかわらず、適正な技術者等の配置ができなかった場合は、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (8) 提出受付以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則認めません。ただし、市が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合は、この限りではありません。
- (9) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (10) 応募者に対する現地説明会は開催しません。個別に現地調査等を行う場合は、公園、県立図書館利用者等のプライバシーに十分配慮し、迷惑がかからないようにしてください。
なお、旧市立図書館現地写真を明石市ホームページに公開していますので、参考にしてください。
- (11) 1次審査及び2次審査における採点内訳、審査結果等についての公開、異議申立て等は、一切受け付けません。そのことを了承した上で参加してください。